

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成24年6月20日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 杉 山 慎 治（さいたま地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 早 川 幸 男（さいたま地方裁判所第5刑事部判事）

検察官 井 草 俊 之（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 立 石 雅 彦（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 女性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 70代 女性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 50代 男性（以下「8番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、裁判員経験者の皆様による意見交換会を始めさせていただきます。私はさいたま地方裁判所第5刑事部で裁判長をしております杉山と申します。本日の司会を担当しますので、どうぞよろしく願いいたします。私は、昨年12月にさいたま地方裁判所に参りまして、これまで6件の裁判員裁判を担当させていただきました。裁判官としては、まだまだ経験が未熟なほうでございまして、皆様方のいろいろなお話を伺って、これから裁判員裁判をどのように運営していったらいいのかということの参考にしたいという気持ちで参りました。今回皆様方から出された意見は記録されまして、将来的に裁判員裁判をどのように運用するかと、あるいは刑事裁判をどのように運用するかということの参考資料になるというふうにも伺っていますので、どうぞ忌憚のない御意見をよろしく願いいたします。それでは、最初に出席している法曹3者のほうからそれぞれ自己紹介をいただきたいと思っております。では、早川裁判官、お願いします。

早川裁判官

皆さん、こんにちは。私は、さいたま地方裁判所第5刑事部で右陪席の裁判官をしております早川と申します。私は、去年の4月にさいたま地裁に参りまして、今まで裁判員裁判を20件近く担当させていただいております。きょうは、私が担当した以外の事件にかかわった裁判員の方々の御意見も聞いて、今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

立石弁護士

初めまして。私、弁護士の立石と申します。よろしく願いいたします。私自身は、裁判員裁判の弁護を今までやっておりません。むしろ私自身は、裁判員制度自体に問題があるという立場で、今まで反対の意思をいろんなところで表明しております。皆さんも埼玉の方ですから、埼玉新聞等で私の顔写真入りの反対意見の記事を読んだことがある方もおられるかもしれませんが、いろんな点で問題があること自体は皆さんも感じていらっしゃるかと思っておりますけれども、そういった皆さんの、この裁

判員裁判を経験した上での、御苦勞とか負担感とか、あるいはいろんな問題点の気づいたところとか、そうしたところをぜひ裁判所に遠慮なく、弁護士に訴えかけるように、きょうはぜひお話しいただきたいと思うのです。そういったことを踏まえて、近い将来としては弁護士会独自で裁判員経験者の方をお呼びして、いろんな問題点等、苦情等も含めてお聞きする機会をぜひ実現させたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

井草検察官

こんにちは。私、さいたま地方検察庁の検事の井草といいます。裁判員裁判を担当しておりまして、今までに十数件、裁判員裁判をやりまして、今現在も十数件抱えている状態で仕事をしております。きょうは、皆様から意見をお伺いしまして、今後まだ十数件私自身持っておりますし、それに向けてどういうことをやっていけばいいのか、どういうことを意識していけばいいのかと、こういうことを勉強と言ったら変ですけども、そういう機会にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会者

それでは、意見交換会を始めさせていただきます。最初に裁判員経験者の皆様方から、それぞれどのような事件に参加されたかということと、あと裁判員裁判に参加しての全般的な感想や印象について、それぞれお話をいただければと思います。それでは、最初に1番の方からよろしく申し上げます。

1番

私は、一番古いのですが、今から2年前に起きました事件です。千葉のほうで起きたのですが、そちらの作業員の方を水攻めで、18歳の少年を社長と、あとその下の従業員の方が水で殺害した事件のほうを担当させていただきました。私の率直な意見としては、この当時の被害者の方がちょうど、私自身のことで申しわけないのですが、息子と同じ年齢、1つ違いだったものですから、非常に興味と言ったら失礼なのですが、すごく親の立場と、あと毎日家にいる息子とが重

なり合い過ぎまして、やっぱりすごい熱い思いと言ったら悪いのですが、母親としてのすごい熱い思いがこの裁判の意見というか、審議の中にも私自身の意見がかなり入ってしまったというのが感想です。6月でちょうど2年たちまして、思い出したというのはあれなんですけど、やっぱり思い出しまして、もう命日が近いのだなということを通じてすごく何か感じさせていただいた1年でした。以上です。

司会者

それでは、2番の方、よろしくをお願いします。

2番

私は、危険運転致死ということで昨年の8月、参加させていただきました。内容的には、赤信号を無視した死亡事故ということで、結局傷害致死と危険運転致死の違いという部分があるのだなということを通じてすごく感じさせていただきました。刑量という部分も大分重なっている刑量があるのだなということは、今まで危険運転致死という言葉はすごく犯罪というか、年数的には、刑期的にはすごく大きいものということを感じさせていただきましたけど、大分幅があるということを改めてその時点では感じさせていただきました。それから、全般的な感想としては、選任方法とかそういう部分で、ちょっと率直に言えば唐突な感じで選ばれたのだなという感じはしましたけれど、選ばれた限りはさせていただくということで取り組ませていただきました。あとその後の印象的には、やはり新聞等交通事故のことに関しては、何かそういう部分においては、これはこうだなというふうに、何かその裁判をしたことによって、また改めてその犯罪とか、そういうものに対して何か敏感になったというか、ちょっとそういうものに興味を持ちました。印象的にはそういうことです。

司会者

3番の方は、同じ事件でしょうか。

3番

はい、そうです。

司会者

では事件の内容は結構ですので、全般的な御意見、御感想をよろしくお願ひします。

3番

2番さんと同じ事件を担当させていただいたのですけれども、一人の母親、被害に遭われた被害者の方が交通事故で亡くなられたのですけれども、その方が一人息子、そういう私の今置かれている状況とかなり近い部分がありましたので、非常に事件に関しては興味を持ちまして、事件の内容は事前から知っていたわけではないのですけれども、どんどん、どんどん引き込まれていって、加害者の方、被害者の方、平等に見なくてはいけないという部分があったのですけれども、特にその被害者の方に対する思い入れがものすごく強く感じたという部分は今でもはっきり覚えています。

司会者

ありがとうございました。それでは、4番の方、よろしくお願ひします。

4番

私は、現住建造物放火事件ということで、高齢の男性、おじいちゃんが近所の住宅に明け方放火をして2軒燃やしてしまったという事件で、本人は罪を認めていまして、裁判としてはその刑をどのぐらいの量にするかというところが争点という、そういう事件でした。全般的な感想、事件に関してですけれども、やっぱりその本人がやってしまった罪ばかりじゃなくて、その周りの事情、そこに何で至ったのかみたいな、その人の家族背景だったり、生活背景だったりとか、何かそっちのほうにすごく興味がいて、その辺でいろいろ考えることが多かった事件でした。裁判員裁判で、あのとき三十何名かその場所に集まって、そのうちから6名と補充の方が2名だったと思うのですが、選ばれて、私は裁判員裁判をぜひやってみたかったので、とてもうれしかったですね。宝くじに当たるよりもうれしかったかもしれないですけど、そんなことで、すべて初めてのことで、私としては経験できて非常に

よかったと思っております。以上です。

司会者

ありがとうございます。5番の方も同じ事件ですか。

5番

はい、同じです。

司会者

では事件のほうは結構ですので、全般的な御意見、御感想をよろしく願います。

5番

私は、裁判というものは、もちろん参加させていただいたのは初めてなのですが、今まで傍聴席に座ったこととかももちろんありませんし、テレビドラマでしか裁判というものを知らなかったものなので、一主婦として、とてもいい経験をさせていただいたなと思います。裁判の流れといいますか、審議の仕方なども裁判長を始め、2人の裁判官の方が詳しく、素人の私たちにもわかりやすく、これからこういうことをしますということを事前にお話くださったので、とても裁判というものが理解できたというか、よくわかった気がします。

司会者

ありがとうございます。それでは、6番の方、よろしく願います。

6番

昨年の8月です。殺人未遂に関して参加させていただきました。そうですね、私は専業主婦だったので、社会とは全く何かかけ離れたような生活をしておりまして、ニュースで見るようなことを目の当たりにしちゃった感がありました。非常にショックでした。そうですね、裁判員裁判に関しては前から関心を持っておりまして、新聞を見たり、それから田中好子さんのドラマを拝見しました。機会があれば、ぜひと思っていたのですが、実際自分が選ばれてしまって、本当に私でいいのだろうか、ただ、こういう機会をいただいたので、一生懸命努めようと思いました。裁判

のほうの話に戻りますけれども、事件の詳しい状況、それからその事件に至るまでの背景を順を追って説明していただいて、非常にわかりやすかったです。反面、それがかなり生々しく、まだ子供が小さかったので、この子供たちのことを思ったりとか、自分の親とか、そういうのを思って、葛藤が多かったといえますか、今思い出しても込み上げてくるものがあるのですけれども、私個人としては非常にいろんなことを考えさせられる日々だったなと思います。

司会者

はい、ありがとうございます。7番の方も、同じ殺人未遂の事件でしたか。

7番

はい。

司会者

それでは、全般的な御意見、御感想をよろしくお願いします。

7番

私は70を超えています。それで、まずお手紙をいただいたときに、70歳以上の人は辞退してもいいって書いてあったのです、読みましたら。そうすると、主人と家じゅうの者が、それこそ今の宝くじに当たるより、「おまえ、経験だから、行っておいで。」って主人と家じゅうの者に言われて来ました。社会勉強と言ったらおかしいですけど、大変勉強になりました。やっぱり70以上で参加してよかったと思います。また、きょうのことも主人が行っておいでって言うものですから、お勉強というか。それから、あとは新聞を見るようになりました。それから、ドラマも自分に置きかえて見るようになって、やっぱり70以上になってもお勉強したほうがいいのかなんて思いました。大体そういう意見で参りました。

司会者

ありがとうございます。それでは、8番の方、よろしくお願いします。

8番

私が参加させていただいた裁判員裁判は、日本銀行券の偽造と行使ということで、

共犯者がいる事例。それで、共犯者と当事者が両者とも再犯という形になりますので、どれぐらいの刑期にしたらいいのかという裁判員裁判でしたので、さほど考えるような、そういうようなものではなかったような裁判だと思います。ただ、一応裁判員裁判で、このように参加させていただいて感じたということに関しては、当事者だけが結局そうやってさらし者って言えば変ですけども、そういうものになるのではなくて、第三者、親御さんですとか、それを取り巻く第三者の皆さん方に大変御迷惑をかけているということです。それと、両者とも再犯ですよということで、これに関しては一度刑務所に行っていますよと。なんですけども、またそういうような日本銀行券の偽造と行使という形で罪を犯したというのは、これは刑務所に入れても、改心していないのかなというような感想はあります。ただ、この裁判員裁判に参加させていただいた感想といたしましては、先ほど裁判員裁判を否定されている弁護士さんもいらっしまったと思うのですが、これに関しては参加することによって、こういう犯罪を自分自身戒める、もしくはいろんな人々に戒めるというような、そういう効果のもとに対しては大変いい、そういうようなものではないかなと思うのです。この裁判員裁判に参加したということの全般的な感想なのですが、3年ぐらいこういうような裁判員裁判を実行しておりますけども、将来的にはもっともっと小さいときから、こういうような犯罪だとか、こういう裁判員裁判に参加するぞというようなことを、そういう小さいときからの教育という形で推し進めていければ、もっともっと効果的なもので、犯罪も減るのではないかなというような印象は受けさせていただいたということです。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、全般的な感想、印象は今それぞれお話しいただきましたけども、項目をそれぞれ絞って幾つかお尋ねしていきたいと思えます。最初に、裁判員選任手続について何かお感じになったことがある方はお話ししたいと思うのですが。先ほどいろいろな感想を伺った中で、2番の方でしたか、何か選任手続でちょっと感じたことがあるという趣旨の御発言がありまし

たので、選任手続について何か御意見、御感想があれば、お話しいただけますでしょうか。

2番

そうですね、選任手続、書類上の関係で年度末に選任されましたという書類が来ますよね、最高裁のほうから。それから、その後今回の事件に対しての、また通知が来るといふ形が選任の手続だと思うのですが、選任されて、こちらのほうに来させていただいたときに、私たちのときはたしか33人の方がお見えになって、8人の方がその裁判員等になったと思うのですが、今回私たちが選任された裁判においては、結局事例的に、普通は何か選任されて、次の日から裁判が始まるということだったので、私たちのときには、その日に選任されて、その午後から審理に携わったという形なのですね。ですから、どちらがいいかということもあると思うのですが、どちらがいいかということはちょっとこちらわかりませんが、ただ一応そういう形になったということで、それが事例的にあるのか、それとも特例なのかという部分がちょっと感じたのですが。

司会者

お話の趣旨は、何かさっきちょっと選任されて、裁判がいきなり始まっちゃって、唐突であったというふうな趣旨にも聞こえたので、ちょっと遠慮しておっしゃっていますけど、むしろ裁判は翌日なりなんなりから始めていただいたほうが、ありがたいという御趣旨になるのでしょうか。

2番

そうですね。心構えじゃないですけど、先ほども何人かの方がおっしゃったけど、裁判員に選任されたという部分、自分たちと色々な方がいらっしゃるの、自分たちがどうのこうのじゃなくて、全体的に考えれば、心構えじゃないけど、そういう部分があったほうがいいのかなどという感じがしました。自分たちは、隣の方もそうなのですが、それでさせていただいたと思うのですが、お年を召された方とか、そういう部分の方に関して、ちょっと負担があるのかなという感じもしました。

司会者

そういう話は結構伺いまして、裁判所のほうでも、実はいろいろ運用改善に努めているところの一つでございまして、従前は大体今おっしゃったように、選任手続が終わった午後から裁判が始まるということが多かったというふうに思っているのですが、そういった皆様の声もありますので、選任手続が終わって、その翌日とか、もう少し日にちがたってから裁判を始めるという運用も最近それなりに出てきているというふうに伺っています。ただ、それですと、実際に裁判所においてただく日にちが結局1日余分になるということになるのですが、その辺はむしろ構わないというお考えですか。

2番

私は、それでも結構だと思っております。

司会者

今の点、ほかの方で何か同様の意見だということでもいいですし、あるいは私はちょっと違った考えを持っているというのでいいのですが、何か御意見等ございますか。

4番

自分は、パートをしているので、その休みは結局削られてというか、自分の本来の休みを削って出るという形になってしまったのですが、そういう意味からいうと、なるべく早く、短期間で終われるものなら終わってほしいということで、私自身としては午後から開始でも全然大丈夫で、そのほうがありがたいと思うのですが。もう一つ、やっぱりここで使われている費用そのものが税金ということを考えると、それは、また別の日になって日にちが長くなれば、それだけ多く使うということなので、その辺の兼ね合いだと思います。

司会者

非常に貴重な視点をありがとうございます。確かに国の税金で運用されていますので、1日裁判が長くなると、それだけ費用がかかるというのもおっしゃるとおり

だなどいうふうに思います。個々人の方で、結局それぞれの立場によっていろんな感じ方はあるのだということになりますか。あと、例えば先ほどから30人とか、あるいは30人ちょっと超えるぐらいの人で8人選ばれるというのが通常の正規手続の今の実情だと思うのですが、30人集めるのも、こちらとしては、それなりにやむを得ない事情があるのだなと思っているのですが、どうですか、やっぱりちょっと多いというふうに思われますか。もう少し少なくともいいじゃないかという御意見ございませんでしょうか。8番の方、何か御意見ありますか。

8番

今回も事前に書類により、意見交換会ということで参加できますかというような趣旨で、それでオーケーだよという方が集まっていますので、こういう裁判員裁判は、先ほど4番さんが言ったように大変お金かかっているのだなというのが印象です。それでしたら、8人選抜するというのでしたら、三十何人じゃなくて、その半分ぐらいでも全然いいのではないかなというふうなもの、その数というのは私個人のそういう考え方なのですが、それぐらいでも十二分でもいいじゃないのですかねという、あくまでも参加できるかできないかという趣旨のもとで、参加できるよという人だけを採択して集めたほうがいいのではないかなと思います。本当にお金がかかっていますから、もったいないですよ、その辺のところ。

司会者

7番の方、何かおっしゃることありますか。

7番

同じです。50人近かったです、私たちのときね。だから、少ないほうがいいかもしれない。

司会者

若干裁判所のために説明しておきますと、裁判員の方が6名、補充裁判員の方が通常2名選ばれますので、8名の方で足りるのですけれども、その場合、検察官と、あと弁護人が理由を示さないで、つまり何となくこの人嫌だなという感覚で、実は

それぞれ5人ずつパスすることができるのです。この話、余り皆さん聞いていませんでしたか。実は、実際にパスしているケースはそんなに多くないのですが、理由なし不選任と言いまして、それぞれ検察官、弁護人の権利として5人ずつ、この人は嫌だという権利がありますので、5人ずつ、合計10人余分にいなければなりません。したがって、実は最低の母数として必要なのは、2人補充裁判員だとしますと18名なのです。18名の方がいないと、結局法律上、8人の方を適法に選べないということになっていると。パスするというのは、余り説明していないかもしれません。だとすれば、18名に限りなく近くてもいいじゃないかということもあるのですが、結構その日、当日になっていろいろな御事情で辞退するという方もおられますし、人数がもし足りないともう一回やり直しということになっちゃうのです。そうすると、また大勢の方に御迷惑をおかけするということもありますので、裁判所といたしましては、18名にできるだけ近づきたいという気持ちもあるのですが、かといって余り大勢の方を呼び出すと、大勢の方に御負担をおかけして、それこそ国の費用をかけているということもありますので、その辺の兼ね合いで非常に難しいところを我々としては考えてやっているということでございます。そういうことで、裁判所もそれなりの理由はあることはあるのですが、それでも、できるだけ皆様に御負担をおかけしないように、少ない人数で済むようにということはいろいろと考えておりまして、この時期だと、どれくらい辞退者が出るかなというふうな統計の数字をとったりしています。いろいろ考えて、余り多くの方は呼び出さないようにということは、裁判所としてはそれなりに考えているということだけ皆様にお知らせしたいなというふうに思っております。それはそれとして、やはりちょっと多いかなというふうに感じられる方もおられると思いますし、あと8番さんのというような選任方法についてですが、全くくじで公平に、どんな人が選ばれるかわからないというのが今のシステムなのです。今回は、たまたま、比較的というか、意欲がある方で、行ってもいいという方を中心に8人来ていただいたのです。実際は、意欲のある方もおられますし、ちょっと余り行きたくないなという人もお

られると思うのですが、男女あるいは職業、いろんな方を無作為に選ぶというのが選任手続の特性でございまして、そういったことからいうと、残念ながら今回のシステムは裁判員裁判ではちょっと採ることはできないということでございます。そういうことで、ちょっと弁解になりますけど、御理解いただきたい部分もあるということでございます。

立石弁護士

ちょっといいですか。質問させていただいていいですか。

司会者

はい。

立石弁護士

皆さん、ちょっと質問させてください。8人来られているのですが、事実を、犯罪事実について自分はやっていないとか、自分は犯人じゃないとか、そういった事件を経験された方はいらっしゃいますか。それは、否認事件というのですけども。

司会者

否認事件という意味ですと、1番から3名の方は否認事件なのですが、1番の方は、共犯者と共謀があったかどうかという点が争点になっていたのですね。2番、3番の方は、結局ちょっと難しいのですが、危険運転致死が成立しないということで、被告人は争っていたという事件ですよ。いいですか。

立石弁護士

はあ。それで、あとその1番、2番、3番さんは、どのぐらい審理というか、参加されて何日ぐらいかかったのでしょうか。

司会者

では1番の方から、参加されてから何日ぐらい判決までかかったのか教えていただけますか。

1番

7日か8日です。

司会者

2番, 3番の方は, どれくらい裁判かかりましたか。

3番

月曜日から金曜日までの5日間です。

立石弁護士

あと, 済みません。差し支えない範囲で, 年齢と職業を教えてください。幸いです。

司会者

済みません。それは, ちょっとやや問題があるかなというふうに思うので。

立石弁護士

いや, だから差し支えない範囲で。別に自分から話すのは自由だと思いますし, 名前を聞いているわけじゃないので, ぜひ差し支えない範囲で教えてください。幸いです。

司会者

年齢と何。

立石弁護士

年齢と職業です。

司会者

ではしゃべっていい方だけ, しゃべってください。

立石弁護士

パートとか, そういうのもいいです。会社員とか公務員とか, そういうのも。

1番

47歳で介護福祉士を行っております。

2番

60代で自営業です。

3番

48で、会社役員です。

4番

50代、パートです。

5番

40代、専業主婦です。

6番

44歳、パート主婦です。

立石弁護士

ありがとうございます。7番の方は、先ほどおっしゃったので。ありがとうございます。

8番

53歳、自営業です。

立石弁護士

ありがとうございます。

司会者

それでは、よろしいですね。では選任手続はこの程度にしまして、次に公判審理についてお尋ねしたいと思います。先ほどいろいろと事件の背景等がよくわかったという御発言はあったのですけれども、公判審理全体として見まして、公判審理がわかりやすいものであったかどうかという点についてお尋ねしたいと思います。もしわかりにくい点があったら、どんなところであったかという点も含めて、それぞれ御意見、御感想をお聞かせいただけますでしょうか。1番の方、どうですか。

1番

初めてでしたけど、すごいよくわかりやすく、あと休憩時間のときとかに後ろ(評議室)に下がったときに、裁判長と裁判官の方にいろいろ質問させていただきましたので、教えていただきましたので、わかりやすかったです。

司会者

そうですか。2番の方、どうですか。

2番

公判審理のほうは、今1番の方がおっしゃったように、わかりやすくして下さった部分がある。ただ、交通事故の関係だったので、科捜研の方の数字の問題がすごく難解というか、ちょっと数字的な部分を並べられたというところに対しては、すごくわかりにくいという部分がありましたけど、ただその説明においては細かく説明していただきましたので、それが数字的にどういうふうになったという、数字に対する状況という部分にはすごくわかりにくい部分はあるかもしれませんが、実情的に見ては、聞かせていただいた範囲ではすごくわかりやすかったということです。

司会者

確かにこの危険運転致死の事件、判決だけ読ませていただいた限りでも結構難しい事件だったかなというふうに私も思うのですが、ただ説明自体はわかりやすかったと、科捜研の方が証人として出てこられて、話自体はある程度は理解できたという御趣旨でいいのですか。

2番

数字的に科捜研の方の御説明というのはすごく難解というか。

司会者

難解だったのですか。

2番

ええ。要は、角度的なことに対して、どのように力が加わったとかという部分というのはすごくわかりにくいという部分がありました。ただ、そういう中で、こちらで質問させていただいた部分で、このぐらいの制動とか、そういう部分の説明をして下さった部分は、それなりにわからせていただいたという感覚でいました。

司会者

では質問をされて、その科捜研の・・・。

2番

科捜研の方に質問したのではなくて、評議というか。

司会者

裁判官に尋ねたら、裁判官のほうで説明してくれたという感じですか。

2番

そうですね。科捜研の方も説明はしていただきましたけど。

司会者

その数字というのは、どうしても必要なものだったのですか。

2番

私たちから考えると、一般的にそれが必要かどうかというのは難しいところだと思います。

司会者

率直に申し上げて、評議でその裁判官から説明を受けて、その数字の意味するところというのはある程度おわかりになったのですか。

2番

結局、危険運転致死と傷害致死というのですか、その境目という部分は後になって評議のときじゃないとわかんないわけですけど、止まるスピードとか、そういう危険な部分とか、そういう部分ではいろいろ御説明していただきました。

司会者

恐らく検察官の証人だったと思うのですが、検察官のほうでももう少し工夫する余地はあったと思いますか。

2番

そうですね、今おっしゃっているように工夫という部分が果たしてどの程度の人、例えば自分たち、数字からもう大分離れていますので、職業的とか、そういう部分で数字的なものを羅列されたときに、それが本当にわかるのかどうかというのは微妙だと思うのです。だから、事例というか、その状況とか、そういう部分を説明さ

れた部分はわかりますけど、どのぐらい制動の能力があるとかという部分に対しては、すごく難しいことかなという感じがする。

司会者

ありがとうございます。3番の方も同じ事件を担当されているのですが、どうですか、審理のわかりやすさという観点からいいますと。

3番

そうですね、裁判官の方とか非常に最初から説明というか、入りやすいように説明、具体的な例とかいろいろ挙げてくれました。まごついたというのは、やっぱり、午前中に選任されて、11時半から始まっているのですが、選任されて、評議室に入って、10分か20分しないうちに、もう何か、えっと思ったら裁判が始まったわけです。そのときは、もう何ていうか、頭が真っ白というか、事前の準備が全くできていなくて、皆さんの前にぱっと出て、記者の方なんかもいらして、初日だったので、こんなところで私はしゃべれないと、頭にも何も入ってこない。そういう状態からのスタートだったのですが、やっぱり裁判官の方が落ちつかせてくれるような、和ませてくれるような説明云々ということで、だんだん、2日目、3日目からなれてきて、いろいろ発言もできるようになったと、そんなイメージだったのですが。

司会者

その科捜研の難しい証人って、何日目の証人だったかは御記憶ありますか。

3番

2日目だったと思うのですが。

司会者

3番の方は、ある程度は御理解いただけましたか。

3番

ええ。どちらかというと、その科捜研の方のおっしゃっていたことは、もう数字の理論立て、事例に基づいてのかなりはっきりした意見ということで、その数字が

出てきたり、素人にはわかりづらい部分もあったのですが、逆に言うと、弁護士の方が割といいかげんな意見に聞こえたのです。雨が降っていた場合だったらこんなのだよとか、とにかくありもしないことをでっち上げたと言ったら変な言い方ですが、作り話のもとでの資料を提出されていて、弁護士の方がおっしゃることがもっともでないということが、どんどん説明の段階ではつきりと出てきて、科捜研の方の言っているほうが正しいのだというふうな結論にみんな至ったような感じでしたけども。

司会者

その弁護士の説明というのはどの段階の説明だったか御記憶ありますか。

3番

一番初めの……。

司会者

一番後の弁論ですか。

3番

いや、違います。

司会者

もっと前ですか。

3番

状況証拠だとか、状況の説明をしている段階。

司会者

最初に検察官、弁護人双方が冒頭陳述といって、それぞれ意見とか、あるいはこれから証明しようとする事実について話す機会があるのですが、そのときですか。ちょっと余り記憶ないですか。

3番

そうですね。事実がいろいろ出てきたときなので。

司会者

明確でないのは、ある意味でもう当然なのですが、そうですか。そうすると、科捜研の方の説明を最初に聞いて。

3番

そうです。科捜研の方が説明をされて、その後だったと思うのですが、弁護士の方が、こういった場合はこうですという、そういうのが。

司会者

何か意見書みたいなのをあるいはつくられて、あるいはほかの証人とか出されたのですか。

3番

そうですね。証人の方ももちろん。

司会者

弁護士側が申請した証人ですか。

3番

そうです、はい。

司会者

それで、今言ったようにいろいろと説明されたけど、科捜研の証人と比べるとちょっと非常にうそっぽかったと。

3番

そうですね、事実でないことが多く含まれていたということがわかってきたと、後からどんどんぼろが出てきたみたい。科捜研のおっしゃっていることが正しいのだという結論に私も至ったのですが。

司会者

わかりました。ありがとうございます。では4番の方、どうですか、審理のわかりやすさという関係からいいますと。

4番

事件そのものも比較的単純というか、なので、わかりやすかったです。特に検察

官の方がパワーポイントとかですごく説明していただけていたので、さらにパワーポイントのほかに資料もしっかり綴じて渡されて、あそこまでされて大丈夫なのというぐらい、何か結構大変だったのではないかなって思ったのですが、その辺でわかりやすかったです。あと、もう一つ気になったのが、裁判が始まったばかりのときに、被告人は全然返事をしないのです。立ってくださいと言っても立たないし、どうしたのって、ひょっとして耳が聞こえてないじゃないかっていうことで、その場で結局補聴器をつけてもらってという形で、補聴器をつけての裁判という形になったのです。それって、事前にどうしてわかっていなかったのだろうって。

司会者

いや、ちょっと不思議って言えば不思議ですね。そうですか。

4番

不思議でした。それと、あと多分弁護側の証人というのは一人も出てこなかったというのがあって、何か一方的というか、もう罪ありきで、あとどうするのという、そういう裁判だったので、余りもめることもなく終わりました。

司会者

検察側の証人ってだれか出られたのですか。

4番

検察側の証人って出たっけ。

司会者

5番の方、何か覚えていますか。

5番

被害者の方。

司会者

被害者の方ですか。

5番

そうです、はい。

司会者

では家を燃やされた方のお一人が証人に出られたのですか。

5番

はい。

4番

家族もだれも来ないという，弁護側はだれも来ないという状況でした。でも，わかりやすかったですし，わからないところは4番さんと同じで，裁判長なり裁判官なりの方が教えてくださったので，公判審理そのものについてはよくわかりました。

司会者

それでは，5番の方どうですか。

5番

もう4番の方がお話しされたとおりで，私も同じ意見というか，感想です。

司会者

では非常にわかりやすかったですか。

5番

そうですね，はい。

司会者

検察官のパワーポイントがわかりやすかったですか。

5番

はい。手元に資料もいただきましたし，わかりやすかったです。

司会者

わかりました。6番の方，どうですか。

6番

そうですね，審理，評議ともに非常にわかりやすく，スムーズに進んだ印象がありました。一番印象に残っているのは，裁判長さんが，私たちは裁判官と裁判員の皆さんとチームですからとおっしゃってくださいまして，なので，チームだから，

みんなでまとまってやっていこうねという姿勢を示してくださったのが一番ありがたく、それでリラックスすることもできましたし、たまたま集まった裁判員のメンバーみんながそれぞれ意見を持っている方ばかりだったので、割とうまく話が進んだのじゃないかなと思いました。私自身としましては、検察官の方が出してくださいました資料、手元資料をいただいたのですが、非常に要点がよくありまして、ぱっと見で事件の内容というのが読み取れたのです。非常にわかりやすかったです。

司会者

そうですね。わかりました。7番の方、どうですか。

7番

はい、大変わかりやすかったです。

司会者

そうですね。8番の方、どうですか。

8番

審理に関しては、量刑を幾つにするかというのが争点でしたので、審理、評議に関しては、その被告人のいいところを、なるべくこの量刑を何とか減らしてやれなかな、ちょっとその公判審理においても大変、おまえ罪を犯すような人間じゃねえのになみたいなの、そういうような印象を受けて、量刑を本当に検察さんの申し出よりも幾らかでもこうやって減らしてやればなというような、そういうところを探ってやったというのが一つの焦点だったものですので、それについての流れ的なものに関しては、そんなに大変なものではなかったということでした。

司会者

被告人のいいところって見つかりましたか。

8番

そうですね。人間的に、その優しさだとか、そういうのをなるべく探ろうという、そういう親心って言えば変ですけれども、なるべくそんなに人を殴ったとか、そういうものではないものですので、共犯者もいた、共犯者が主犯みたいな形で、誘わ

れるままという形で、流れに流されてというので、なるべくそういうような。ただ、両者とも再犯ですというので、その辺のところも加味しながら、一応スムーズに終わったという次第ですけど。

司会者

弁護側の証人ってだれかいましたか。

8番

弁護側の証人、そうですね、一応嘆願書とかも出ていましたので。

司会者

そうですか。

8番

ええ。きちんとその辺のところは両親にも謝りに行けよという形になっていますから、なるべくそういうものを加味しながらというので、心情じゃないですけども、そういうのも入っていたような量刑ではなかったかなと思いますけど。

司会者

では印象としては、決して被告人に全然共感できないということではなかったですか。

8番

いや、そんなことはないですよ。もう質問に対してもきちんと答えていましたし。

司会者

そうですか。

8番

ですから、その辺のところは、弁護士さんのほうで、こういうふうきちんと、ある程度決まっている量刑に対して、どれだけ減刑されるかというのが焦点になってくると思いますので、その辺のところは大変素直に、きちんと我々の質問に対しても答えていたというのもありますし、ですからその辺のところはスムーズにというか。

司会者

そうですか。共犯者とかって、証人で出たのですか。

8番

出ました。

司会者

共犯者と、被告人の話を比べてみて、やっぱりどっちが重いとか軽いとかという話になったのですか。

8番

どっちがいいとか悪いとかというのはこの場でちょっと伏せさせていただきますけども、そういうのはありました。

司会者

そうすると、やっぱり共犯者として証人で出てこられたというのは、量刑を決める際には大いに参考になったというふうに聞いていいですか。

8番

それとは、また別な話です。

司会者

そうですか。特に自白事件で、どの程度審理を組み立てるかというのはなかなか難しいところでして、検察官は当然書面で、パワーポイント等を使っていろいろ説明はされると思うのですが、あとできるだけ犯罪、そういうものに関与された方等を証人としていろいろ話を伺うと、量刑も決めやすいというふうなことがもしかしたらあるのかなというふうにも思っていて、このさいたまでも、そういうふうな運用もされているのですが、例えば共犯事件なら共犯者というのもありますし、あるいは6番、7番の方であれば、被害者そのものが証人として出たのですよね。話をいろいろされると、いろいろお考えになることもあったと思うのですが、それはわかりやすかったという感じはしましたが、6番の方、どうですか。

6番

被害者の方が証人に立たれるということですよ。

司会者

ええ。

6番

そうですね、やはり被害に遭われた方のお話なので、生々しく、また、かつ同情を引かれながらお話を聞いていました。

司会者

ただ、被告人と被害者とどっちが悪いかって、なかなか難しい事件だったのじゃないですか。

6番

はい、とても難しかったです。

司会者

そうすると、やっぱり被告人の話と被害者の話と両方を聞いて、どっちの言うことが本当らしいかとか、あるいはどっちがより同情できるかとか、そんなふうな観点から、やっぱり問題になったのですか。

6番

はい。それも裏のほうで話がありました。

司会者

そうですか。やっぱり被害者からも当然話を聞くべきだったし、聞いて参考になったというふうに言っているのですか。

6番

はい。双方のお話を聞けたので、そこはよかったと思います。また、逆の面で言えば、両方聞いちゃったから、余計わかんなくなっちゃったというのがあります。

司会者

ただ、被告人の話だけですと、例えば被害者の話を供述調書という形で、検察官がその話をまとめたものを朗読するというのも一応あり得たのですよね。

6番

はい。

司会者

そういう場合と比べてどうだったかってなかなか難しい話ですけど、確かに両方の話を聞いて、よりわかんなくなったというのもおっしゃるとおりだと思いますけど、でもよりわかんないということがわかったという意味からいうと、あるいは両方の話を聞いたほうが量刑の参考になるかなというつもりで、最近さいたまではそういう取り組みもよくされているんですけど、7番の方だったらどうですか、そういう観点からいいますと。

7番

両方のお話を聞くと、やっぱり加害者であっても、未遂だったし、女の人なので、ついついそっちの話を聞くと、そちらのほうに同情してしまうし、被害者のほうは男性ですから、どっちが悪いのだろうなというのは悩みました。

司会者

そうですね。やっぱり聞いていろいろ悩んで量刑を決めたということになるのですか。

7番

はい。

司会者

ありがとうございます。時間もちょっと押してきましたので、次に評議のことに
ついて……。

井草検察官

1点だけよろしいですか。厳密に言うと2点なのですが、今後も裁判員裁判を控えていますので、この機会にちょっと御質問させていただきたいなと思っております。私も日本人というか、シャイなほうでして、なかなかこういう場でしゃべるのも余り得意なほうではないのですけれども、その兼ね合いで、実際に証人を

呼んだりとか、被害者がいらっしやったりとか、あとは被告人を目の前にして質問する機会というのが多分あったと思うのです。その際には実際に質問する方もいらっしやれば、質問しない方もいらっしやるという状態です、少なくとも私の経験では。恐らくみんな聞いてみたいという気持ちはあるのだと思うのです。正直根掘り葉掘り聞いてみたい。どうしてなのだと、もっと聞いてみたいというものもあるけれども、これを聞いていいのだろうかとか、そういう何か的外れなんじゃないとか、そういう気持ちもどこかにあるのではないかと思うのです。もしお聞きになった方がいらっしやれば、どういうことを、どういう思いから聞いてみたいなど思ったのかということと、もし聞きたかったのだけど、残念ながらちょっと聞く機会がなかったという方は、こういう理由でちょっと何かためらったのですけどとか、そういうのがあればお聞かせ願いたいなどと思って考えたのが1点目です。

司会者

質問された方、では3番の方、どうですか。

3番

私、割と積極的に質問したほうだと思うのですが、これは話していいのかどうかよくわからないのですけども、事前に裁判官の方と打ち合わせがあるわけです。私が質問したいことに関しては、ただ突拍子もなくその場で思いついたことを投げかけてぶつけているわけではなくて、評議室の中で話していて、裁判官の方が、ではこれは質問したらどうですかということで促されてのものです。促されてという心の準備がある程度できた状態で法廷に立つので、そこら辺は準備した段階で、行き当たりばったりということもなく、質問はしたと思います。

司会者

そういうケースもあるということですね。あとは、何かほかに。

3番

最初にお話ししたように、1日目の頭が真っ白になっている状態のときには、多分できる状態ではありませんので。やっぱり評議室で裁判官の人なんかと打ち合わ

せしているときも、こういう質問をしていいのかなということをとにかく絶えず考えながら、そこら辺はもうやっぱり一番、こんなくだらない質問でいいのかなという、そういうところから始まっていったわけなのですけども。

司会者

ありがとうございます。ほかに何か質問された方おられますか。

4番

最後のほうの被告人質問で、多分裁判官か裁判長のほうから、被害者に対する気持ちということを被告人に尋ねて、その後、私はその被告人の家族に対しての気持ち、今どう思っているのかというのを聞きました。余りよく覚えていないのですが、それも何かぼそりと、済まなく思っているという一言でおしまい。すべてその人は、何に対しても、済みませんの一言でおしまいという感じだったのですが、そのとき、何かどンドン質問をしてくださいって、最後の機会なのだからって裁判長のほうから促されて、思いついた人は紙を回してくださいって言われたのです。メモを自分のほうに回してくれれば、指しますのということで、それで何か質問させてもらいました。

司会者

そうすると、裁判官のところへメモを回して、裁判官がではどうぞって肩を押すと質問するって、そんな感じだったのですか。

4番

私の場合は、先に自分でしましたけど、今質問が浮かばない人は、そうやって、やっている最中でもいいから、回してくださいということだったと思います。

司会者

なるほど。比較的そういう方も多いのかな。ほかの方々に、質問したかったけど、できなかったという方おられませんか。質問したいと思ったこと、もしかしておありかなど。特に被告人質問とかで、何かちょっと質問したかったけど、なかなかできなかったという御経験ございませんか。1番の方、そんな経験なかったですか。

1 番

済みません。私は3番の方と同じように質問させていただいて、同じ内容だったので……。

司会者

ありがとうございます。ほかの方、質問しなかったですか。5番の方は質問しなかったですか。

5 番

質問はしませんでした。ほかの方が聞いていただけたというか、質問していたのとかぶるというか。あとは、そうですね、聞いても、その被告人は本当に淡々と話すだけで、ちょっと人ごとというような、裁判自体がそういう感じだったので、私の意見ですけど、この人には何を聞いても何も答えがきつと返ってこないのではないかという印象がありました。

司会者

では井草検察官、1つ目の質問、この程度にさせていただいて、2つ目の質問をどうぞ。

井草検察官

これは、検察官として、今後裁判を控えているのでという話なのですけれども、わかりやすいというお言葉をいただいて、大変ありがたく思っているのですが、それでとどまっていたらちょっと前に進めないのです、あえてお聞きしたいというところです。検察官は、罪体と言われる、この人がどういう犯行をして、どういう結果になったのかというところを中心に立証しようと考えています。その中で、当然背景とか、そういう点についても立証していくことはありますが、あくまでも重点はどちらかという、行為とその結果という部分がメインだと考えております。ただそれだと、その検察官がやった立証だとここが足りないのじゃないか、こういうところを知りたかった、先ほどお聞きした中では、人となりみたいな話もありましたけれども、検察官が特に立証はしていないのだけれども、こういう部分を知ったら、

もっと何か議論が活発になったのではないかとか、量刑を決めるに当たって有効だったのじゃないかとか、そういう何か、これあればなというものがあつたらお聞かせ願いたいと考えているのですが、いかがでしょう。何かこれあればなというようなものがおありになった方いらっしゃれば、お願いしたいのですけど。

司会者

では特に自白事件で問題になると思うので、まず8番の方どうですか。何かありますか。

8番

そうですね、何ていうのですか、私が参加させていただいた事件に関しては、先ほども言いましたけれど、量刑を幾つにするかという、そういうようなものが焦点になっている事件だと思うので、ただ余りにも、検察官は罪を立証するためにシナリオを書くというのですか、こんなことを言っちゃ大変失礼な話なのですけども、いろんな背景に対して断定的にそれを決めつけていかないと進んでいかないというのも理解はできるのですけども、その辺の検察側と弁護側の戦いの中で、というのも変ですけど、量刑の戦いの中のいろんなものに対しては、そうか、初めて経験したけど、結構作文のうまい人でないと検察官というのはできないのかなというように、そういうのも大変印象に残った感が、一つあれですか。

司会者

何となく、検察官の主張もちょっと作文のところがあるのじゃないかと。

8番

そう。だから・・・。

司会者

必ずしも実態をあらわしていないという部分も感じられたということなのですか。

8番

結局、弱い被告人というのは変ですけども、そういうふうになってしまうと、全部丸のみにしてしまうのかなというように、冤罪事件だとかというのはあります

から、なるほどなって、いろいろドラマでもやっているけども、人から聞いているけどもというような話の中で、そうやって難しい言葉を並べていけば、うんうんという、日本語というのは解釈が難しいですから、ですから、その辺のところはなるほどなというのが印象でしたけど。

司会者

検察官というのは、被告人の言葉をどうも悪く取りがちなところもあると。

8番

それがいいのか悪いのかという判断ではないです。あくまでもそういうような印象を受けたという。

司会者

ありがとうございます。7番の方、どうですか。検察官の立証で、何か特にこれが足りない、こういうことをもっと立証してくれたら、もっと量刑が十分できたんじゃないかと思われるところって何かございましたか。

7番

特にはないです。ちゃんと順序立てて読むというか、お話をしてくれたので、大体わかったというか。

司会者

ではどうぞ2番の方。

2番

検察の証人尋問のときに、警察官の方が証人に立たれて実況見分のことを話されたのですが、やはりそれが信用性がないという、そういう判断をさせていただいたのですが、ですから、やっぱり警察、検察のほうに対して何かそういう、ちょっと不信感というのじゃなくて、そういう警察という部分と検察という、立場的には違うかもしれませんが、その立証するという証人において何かそういう意見の相違というか、何か、証人の証言されたものというのがちょっと不自然なところがすごく多かったです。

司会者

警察官の話を必ずしも信用できるものではないというふうにお考えになったということですね。

2番

そうですね。その状況を見たり、いろいろさせていただいたときに、そういう感じがしました。

司会者

ちょっと、無理な取り調べ等があったのじゃないかというふうに感じられたのですね。

2番

そうですね。

司会者

わかりました。ではこの程度にさせていただきます。次に評議の点について、御意見、御感想を伺いたいと思います。評議が、まず十分にできたとお感じになったかどうか。自分の意見が評議で十分に言えたかどうか。もし評議に不十分なところがあったとしたら、それはどんな原因があったというふうに今の時点で思われるかといったことについて御意見、御感想を伺いたいと思いますが、1番の方、どうですか。

1番

私は、裏(評議室)ですごくいろいろな意見を言わせていただいたほうだと自分で思っておりますので、特に何もないです。

司会者

そうですね。わかりました。では2番の方、どうですか。

2番

評決のほうにおいては、判例をいろいろ出していただいて、その中でそれに見合った事例というふうな部分でなったと思うのですが、やっぱり評決する、量刑の

重さとか、そういう部分というのはやっぱりそれなりにちょっと感じさせて、要はそれを出すということに対しては、やっぱり重さを感じるということはありません。

司会者

さっき傷害致死と危険運転致死の何か違いを感じたという趣旨の御発言ございましたか。それは量刑のことなのでしょうか。

2番

そうですね。判例の中で見させていただいたときに、危険致死という部分はすごく量刑が重たいという感覚であったのですが、たしかちょっと1年前のお話ですからわかりませんが、7年から25年というのが危険致死で、傷害致死というのは何か月から7年ぐらまで、何かかぶる年数があったということを初めてわからせていただいて、そういうところも危険致死と傷害致死というか、その違いというのはこの辺にあるのだなという、何かそういうふうな、改めてそういうところに立ち合わせていただいて感じさせていただいたということはありません。

司会者

つまり最初思っていたよりもちょっと裁判例の傾向が違っていたという感じになったこともあるのでしょうか。

2番

裁判例が違っているかどうかというのは1回きりしか立ち会っていないので、それでこうだということは言えないと思いますので。

司会者

ありがとうございます。3番の方、評議全般について、御意見、御感想はどうですか。。

3番

そうですね、割と意見が言いやすい雰囲気であったことと、最初にもお話ししたように、裁判官の方が非常に親切に、素人にわかりやすいように説明していただけたので、私は意見も言えましたし、いろいろよく話も参加できたのではないかなと

思っています。ただ私らの、2番さんと出席したのは、選任されてからすぐの、もうかなりハイスピードのスケジュールが組まれていたので、納得はしているのだけでも、どんどん、どんどん話が進んでいくみたいな部分が、忙しさは感じました。

司会者

今のお話は、もうちょっと裁判をゆっくりとして評議に時間をかけたほうがよかったという御趣旨も含むのですか。

3番

そうですね。私は、一応理解はできていたのですが、ちょっと早かったり、忙しかった。何となく問題がこうなのかなって、毎回想像を頭で張りめぐらせてやるのですが、何かもう忙しくて追いついていっていなかったなという。いろんな意見を聞いていくと、さっきもちょっとだれかがおっしゃられたと思うのですが、生々しい意見を耳にするので、もうその人の意見にかなり左右される部分が大いなのです。もうこの人がこう言ったという、最初疑っていても、その人なりに、その人のほうに導かれていく。また、今度反対の意見があると反対のほうにどんどん気持ちが傾いていく。そういうところで、自分の意見をまとめていく時間というものが結構必要なんじゃないかな。冷静になるというよりは、その中でやっぱり裁判官の方が一番もっともらしい部分をおっしゃられるわけなので、まとめた意見を。なので、かなり裁判官の意見に左右されている部分は、影響されている部分はあったと思います。

司会者

そうですか。今ちょっとお尋ねしようと思ったのですが、やっぱり裁判官あるいは裁判長の意見、結構左右された点はありましたか。

3番

もうかなり。やっぱり専門の方ですので、今みたいに司会されている部分もありますし、仕切られているという部分もありますし、私らは全然顔知らない人たちがみんな集まって、ちょっと、話し始めているところから・・・。

立石弁護士

やっぱりこんな感じなのですか。

3番

しますね、はい。

立石弁護士

裁判長が司会……。

3番

そうですね。やっぱり話す言葉にしても何にしても専門の方ですので、私らに対する影響力はものすごく大きいですよ。気持ちはかなり揺らぎます。

司会者

それは、よくわかりましたけど、確かに裁判官、裁判長も意見を言うと思うのですが、どうですか、実感として、この事件かなり難しい事件だったと思うのですが、裁判官、裁判長は意見を言い過ぎるというふうに思われたか。その点はどうですか。

3番

それは、さっきもお話ししたように、私らの意見はもう十分聞いていただいて、順番に理路整然と話していただいて、ただ一言にやっぱり重みがありますので、それに対する影響は大きいです。

司会者

そうですね。わかりました。ありがとうございます。非常に参考になりましたので、今後私自身の裁判の参考にもしたいと思います。4番の方、どうですか、評議全般につきまして。

4番

いまだにちょっとよくわからないのですが、この放火の事件では証人も何も出てこなくて、本人は自分のことを弁明するわけでもない。弁護に当たっている弁護士も、特に弁護する感じでもないという、そういう状態で、何かこの人本当に何で

この事件を起こしたのって、何で放火しちゃったのというところのその動機が、判決にも、動機は明確でないがというところで始まっていく事件で、その辺で、自分の中ではもやもやして、多分その辺がもう少しはっきりわかっただら、この人の量刑を決めるという上での心づもりももうちょっと違ったのかなというのもするのです。その辺ができなかったというのが何か不完全燃焼だったというのと、その人の動機が何だったのか、その人の背景、追い込まれていたのだよとか、家族に虐げられていたのだよとか、そういうところがわかったから、じゃそれがどうなのって。それは、量刑に反映するのかもしれないのか。もしくは、その人がやった犯罪が、やっぱり放火ということであれば、それはそれで裁くのが裁判の役目なのか。それとも、その人にかばっていき、その動機の点からかばっていっちゃうというのは裁判員の仕事なのというか、やっているうちにわかんなくなっちゃいまして、その辺が今でもちょっと何かまだもやもやしているんですけど。

司会者

被告人は法廷で動機らしいものを結局しゃべらなかつたのですか。

4番

何もしゃべらない。

立石弁護士

先ほど何か非常に気になることをおっしゃったんですけど、補聴器を途中で、公判の途中で裁判所が貸与か何かしたのですか。その方は、もともと補聴器を持っていたのですか。

4番

持ってないです。

立石弁護士

その方は、何歳ぐらいの方なのですか。

4番

70代。

立石弁護士

70代後半ですか。

4番

後半です。

立石弁護士

後半ですか。最終的に量刑ほどのぐらいになったのですか。

4番

10年。

立石弁護士

懲役10年。

4番

10年です。

立石弁護士

弁護人は、その場合、この方は70後半で動機もはっきりしないというケースですので、例えば責任能力とか、この人の判断能力、そういったものは問題にしなかったのですか。

4番

最初にその耳が聞こえなかった時点で、もしかしたら認知症かな、もしくは難聴かって、そのどっちかだと思ったのです。その辺で知能検査とか、そういうものをしていないのかなという疑問は思ったのですが、でも補聴器をつけたら、聞こえるようになって、簡単な命令には従えるし、ただ発言が少ないという、それが本当に認知症というか、ぼけの症状なのか、もしくはもともとそういう人なのかというのがわからない。もしくは、そういう疑問が出たら、それはいつ、だれがやるのかというのもちょっとよくわからなかったです。

立石弁護士

もちろんそうだと思うのですが、そういった点は本当はもっと前の段階で、公

判前に主張と証拠の整理手続というのを何か月もかけてやっているのです、裁判官と検察官と弁護人が。本来は、そういった責任能力とか判断能力とか、そういったものに、もし問題がありそうだとすれば弁護人とか検察官が、もちろん検察官がおかしいなと思えば検察官が進んで、やはり鑑定したりすべきなのです。特に放火で2軒燃やしちゃって、動機もはっきりしないで、受け答えもほとんど余らないというようなことになると、私なんか高齢者の問題をいっぱいやっているの、非常にその点、認知症の疑いがあります。そういったことを感じられたということは、さすが市民の方だと思うのですけれども、本当はそれを専門家がつくり上げていかなきゃいけないのです、事前に。

司会者

ありがとうございます。少なくとも補聴器をその日にならないと必要かどうかわからないというのはちょっと問題があったような気はしますが。これは、少なくともだれかがわかっていたはずじゃないのと。

立石弁護士

検察官はわかると思います。

司会者

検察官もそうですし、弁護人もそうだと思いますか。

立石弁護士

もちろんそうなのですが。だから、弁護側もちよっといろいろ、これは持ち帰って検討します。

司会者

引き続き、5番の方、どうでしょう、評議全般につきまして。

5番

十分な評議ができたと思います。あと、補充裁判員の方も直接被告人質問とかはできないのですが、裁判官の方が、何か質問があれば代わりに言いますからって、質問をこちらがしますから言ってくださいということだったり、やはりどうしても

実際に質問ができる立場の裁判員6人の人が発言することが多いと思うのですが、なるべくその補充の方たちにも声をかけて、一緒に評議をみんなですていこうという姿勢が見えたと思います。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方、評議全般についてどうでしょう。

6番

十分できたと思っております。質問はいろいろしてみました。その証人の方や被告人の方にも質問は、直接話すことはしなかったのですね。裁判官の方が取りまとめをして、法廷の場で質問投げかける。その答えについて、またみんなで討議をしたり、十分だったと思っています。

司会者

では7番の方、どうでしょう、評議全般につきますして。

7番

こちらの方と同じで、よくできてというか、わかったと思います。こういう制度はいいなと思いました。

司会者

わかりました。ありがとうございます。8番の方は、評議全般についてどうですか。

8番

そうですね、評議に関しては、大変チームワークもよく、それと判例とかも出していただいて、この被告人さんに関してはもうここしか当てはまらねえぞというような感じの、そういう量刑だったのですけれども、いろいろとこういう評議の中で一番印象に残ったのが、判例に基づいて、そこの枠しかないよというような量刑だったのですけれども、裁判長さんの意見が大変タイムリーで。

司会者

8番の方としてはそれはある程度納得できるものでしたか。

8番

もちろん。はい、イの一番に、私も同意見ですという形で。

司会者

そうですか。やっぱり裁判長の意見だからということで、かなり影響されたという部分もありますか。

8番

いや、そんなことないです。みんな1番から6番、それとプラス2名という形で、どれぐらいの量刑がいいかということで。

司会者

では裁判長の意見に、そんなに強く影響されたわけではない。

8番

そういうわけではない。

司会者

わかりました。ありがとうございます。大分時間が押してきましたけど、次に裁判員裁判に参加するに当たって負担、実際いろいろ御負担があったと思うのですが、御負担についての何か感想あるいは意見、特に、守秘義務につきまして何か負担に感じられたことがあったかどうかについて御意見、御感想伺いたいと思います。1番の方、どうですか。

1番

私は、職業的にも守秘義務というのがありまして、そんなに負担にはならず、これに参加することに当たって会社もすごく積極的というか、すごい協力、シフトの関係とかを協力していただいたので、何しろぜひ真剣にやってこいという社長からのお言葉をいただいたので、全然影響はありませんでした。

司会者

ありがとうございます。2番の方、どうですか。

2番

自営業ですので、そういう部分では守秘義務というのを同業者とか、そういう部分ですので、それに対して話をするという機会というのは別にありませんので、守秘義務という部分ではないと思います。

司会者

特に御負担を感じられたことはないのですか。

2番

そうですね、はい。

司会者

3番の方、どうですか。

3番

そうですね、最初、何もわからない状態のときは、その守秘義務というのはどこまでのものなのか、全くわからないでいましたので、そのときはちょっと不安にかなり感じていて、最初通知が来たときにも、だれにも言っちゃいけないのだと思って、家族の者にも何か言わずにいたのです。そのうちだんだん理解ができてきて、ここまでだったらしゃべってもいい、公にするべきところはするのだということがわかってきてからは、負担には全く感じなかったです。最初、知らずにいて通知が来たり、仰々しく何かいろいろ手続があったりすると、ちょっと大変な、私にできるのかというところから、だんだん理解ができてきて、了解ができて、守秘義務というのも、本当に核心に触れる部分以外はむしろ積極的に話していいのだよということがわかってからは、もう負担には全くならなくなりました。

司会者

そうですね。わかりました。4番の方、どうですか。

4番

私が職場では初めて裁判員裁判に参加するということで、休みをどう扱うのかというので、社内ですごいもめて、結局自分の公休から3日引かれて、後でそれは戻しますということで、買い取りみたいな形でやって、その辺が大変だったことと、

守秘義務は、裁判長のほうからも詳しい説明がありまして、家族のところで、普通に話す分には全然問題ないということでしたし、これについても負担ではありませんでした。

司会者

わかりました。5番の方、どうですか。

5番

皆さんと同じ意見です。

司会者

特に御負担を感じられたことはないですか。

5番

それはないですね。守秘義務についても、裁判は非公開で行われているわけではないので、傍聴席にも普通に一般の方が入れるということだったので、具体例として、例えば電車に乗ったときに、今回の被告人がこういう名前で、どこに住んでいてということを、そういうことを電車に乗って、どこのだれが聞いているかわからないから、そういうことは控えましょうということを具体例で教えていただいたので、とてもわかりやすく理解ができました。

司会者

わかりました。私も非常にわかりやすい例を伺いました。ありがとうございます。では6番の方、どうですか。

6番

まず、負担についてなんですが、当時子供が小学校2年生と幼稚園の年長で、預け先に困りました。結局は何とかなるのですけれども、保育所とか、そういう施設もあるのですよというのをお手紙にいただいているので、そういうところを相談できるというのはいいなと思ったのですが、ちょっと気むずかしい子なので、他人に預けるのが難しかったのがちょっと負担でした。それから、精神的にやはりいろんなこと聞いちゃったので、眠れなくなっちゃったのですね。裁判員メンタルヘルス

サポート窓口が設置されていて、結果お世話になることはなかったのですが、こういう制度もつくっていただいているのだなというところで安心感がありました。もし自分が、どうしても眠れなくて、こうやってなったときに相談できる人がいるのだというのはすごくありがたかったです。あと守秘義務、これはもう主婦同士のおしゃべりでも、そんな言葉は難しくないですけど、ここから先は言っちゃだめだよねというのがありますので、すんなり受けとめることができました。

司会者

裁判所の制度の紹介と一緒にいろいろと話していただいて、ありがとうございます。では7番の方、どうですか。

7番

負担はありませんでした。よそでは何も言わないようにしています。どこまでって言われてもわかんないから。

司会者

御主人にはいろいろしゃべられたのじゃないですか。

7番

主人には話しましたが、中身は話しません。

司会者

そうですか。

7番

主人、学校の先生だったものですから、何でも外にしゃべってはいけないというのをずっと40年、50年一緒だから、たたき込まれていますので、話しませんでした。負担ではなかったです。

司会者

ありがとうございます。8番の方、どうですか。

8番

私は、2番さんと同じく個人事業主なのですが、個人情報扱っている仕事

をしておりますので、その辺のところは全然、守秘義務というものに関しては抵抗がないです。ただ、その裁判員裁判に我々が参加したときには、私は長野に出張しております、それでそのたびに戻ってきているという感じなのです。ですから、そういうときには、どういうふうに対処をすればいいのかなという感じだったのですけど。

司会者

裁判が始まった日の直前まで長野に出張しておられたのですか。

8番

いや、最中でしたから。

司会者

もしそうであれば、仕事の関係で長野に出張していて、裁判員裁判の日にちにかかるということを事前に申し出ていただけると、辞退が認められる可能性も高かったと思うのですが、そういうことは書面上わからなかったですか。

8番

でも、拒否をするとどうのこうのという、そういう文言もありましたよね。

司会者

なるほど。ちょっと何か脅迫的なことが書いてあった。

8番

脅迫的に。全然欠席をするということ自体考えられなかったものですから。日本語って難しいですよ、すごくその辺のこと。

司会者

そうですか。わかりました。

立石弁護士

いいですか。皆さん余り負担がなかったというようなことをおっしゃっているのですが、5日ぐらいが最高だったのでしょうか。5日とか7日とかですか。これが仮に1か月とか、あるいは100日間とか、こういった場合でもすんなり負担

をなく参加できるのかということをお聞きしたいのですが。それと、例えば5日間の審理でも、1週間に1回ずつやって、5週間かけてゆっくりやったほうがいいように思うのですが。5日連続よりも1週間に1回来るだけとか、そういった方法のほうがみんな理解しやすいし、弁護側も弁護しやすいのですが、そういった審理のやり方のほうがいいかどうか、御意見いただけませんか。

司会者

どうぞ、8番の方。

8番

私は、先ほどから言っていますけど、個人事業主です。自分で稼いで幾らというような仕事をさせていただいておりますので、100日もありますよというのでしたら、とつても食べていけません。

司会者

無理ということですよ。

8番

無理ですね。ショート、それこそ5日間が限界だと思います。

司会者

立石弁護士さんがおっしゃっているのは、1週間に1回とかという開廷と比べるとどうかというお話なのですが、それはどうですか。

8番

それはそれで、そういうやり方もありだと思います。

司会者

ただ、若干申し上げると、それだと記憶が薄れていくとといいますか、集中してやるとだんだん記憶が積み重なっていく感じになるのですが、1週間に1回だと若干記憶が減退して、前のことをちょっと忘れていくということも、もしかしたらあるのかなと思ったりもするのですが、どうですか、その辺。

8番

でも、この裁判員裁判が絶対的なやり方ではない。絶対的なやり方だよという、そういう解釈もないです。ですから、いろんなテストケースで、こういうやり方もありますよ、裁判というような形の、そういうのもやってみたら、いろんなそういう結果、いい方向で持っていければ最善ではないのかと。

司会者

なるほど。一応テストケースとしてそういうことをやってみることはありじゃないかということですね。

8番

いろんな、そうですね、真っ正面から向かうだけではなくて、右から、左から、後ろからというような格好でも、そういうような審議。そうすると、時間を経過することによってわかる事実もあるだろうし、人間の心情だとかというのも出てくると思いますので、それはテストケースという形で、こういう裁判員裁判はこういう形でやりますよということを事前にお知らせしていけば、それでいいのではないかなと思いますけど。

司会者

わかりました。ほかの方、どうですか。今の御質問で、なかなか100日参加するということは難しい方も多いかもしれないのですが、何か御意見ありますか。3番の方、何かありますか。

3番

同じような意見なのですが、私も大体自分に置きかえて、5日間の審理だったので、これ以上長かったらちょっと難しかった。やっぱり辞退、もう強制だと言っても出られないというのが、多分働いていらっしゃる方、主婦の方でもそうだと思うのですが、1週間連続って本当に結構厳しいです。これ以上長くなっていくのであれば、多分ほとんどの人が出られないのではないかと、それに関してはやっぱり仕組みを変えて、1週間に1遍とか分散させるというものは、これはそれ以上長いものになってくれば、必ず必要になってくると思いますけれども。

司会者

確かに5日を超える事件とかいう場合に、特に分散させるということが必要ではないかと。それなら、参加できる可能性はありますか。

3番

あるかと思います。ただ、一般の方は、やっぱり連続で5日、1週間というのは、実際夏休みを全部つぶして参加したわけなのですけども、ちょうどその時期に当たったのでよかったのですけども、そういうことがなければ、会社もやっぱり機嫌よく、はい、行ってきなさいって積極的に送り出してはくれないと思うのです。

司会者

やっぱり会社もまだまだ余り機嫌よくは休ませてくれないと。

3番

ええ。何らかの理由をつけて辞退しなさいというような方向づけをしてしまう可能性は、やっぱり1週間であれば厳しいのじゃないかという……。

司会者

1週間はぎりぎり大丈夫なんじゃないかと。

3番

私はそうでしたけども、1週間でも無理という人は大勢いらっしゃると思います。

立石弁護士

皆さん評議でいろいろ意見が述べられてよかったということもあるのですが、最後に、量刑のときもそうなのですが、意見を口頭か何かでおっしゃるわけですか。あるいは、有罪だとかいう場合に手を挙げるとか、そういう形でやっていると思うのですが、御存じかどうか、これが模倣と言われているフランスとか、イタリアの参審制度も似ているのですけども、特にフランスなんかでは秘密投票制度にしているのです。無記名投票で、まず無記名で有罪か無罪かを丸するわけなのです。それで、有罪が多かったら、その後量刑が、やはり無記名投票でやられているのです。その無記名投票の結果は、その場ですぐ集計して、それを焼却する形にしてい

るのです。そこまでして、それぞれの方々がどういうふうに意見を述べたかをわからないようにしているのです。今のシステムですと、だれが、どういう意見を述べたかというのがわかるシステムにしているのです。それで守秘義務を課しているのですけども、守秘義務との関係も十分にあるのですけど、もし模倣であるフランスのように秘密投票制度をとれば、だれが、どのような有罪、無罪の意見を述べたとか、全然わからないわけですし、どのぐらいの量刑の意見を述べたってわからない。このようなシステムにしたほうがいいと私は思っているのですけども、そのほうが自分たちの本当の本心の意見が述べられるというふうに思っております、フランスでもそう言われているのですが。今のシステムをそのように変えたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

司会者

要するに、無記名投票のほうがいいのじゃないかという御意見で、それに対して皆さんの御意見、御感想を伺いたいということなのですが、どなたか、御意見ありますか。

1番

私たちのときは、裁判官の方が小さい紙をくれて、それに無記名で何年何月とか・・・。

司会者

なるほど。既に無記名投票だったのでですね。

1番

はい、それをさせていただきました。

司会者

そういう運用もあるということですね。2番の方、どうですか。

2番

私たちも、そのようにさせていただきました。

司会者

そうですか。

2番

多分……。

立石弁護士

有罪，無罪もですか。

2番

有罪，無罪は別。量刑的には決まって，本人が悪いというふうに認めていますので。

司会者

そうですか。ではそれはもう話し合いで決めたということですか。

2番

ええ，そうです。

司会者

量刑は，何年にするかということをお今の紙に書くという形で決めたのですか。

2番

そうです。

司会者

それについては，何か御意見とか御感想とかありますか。

2番

別に今弁護士さんのほうがお話しされていますように，責任というか，だれが何を言ったって，幾らお名前がわかんなくても，やっぱりそれなりに主観的な部分で見えていく部分があるから，無記名のほうがいいかなと思います。

司会者

そうですか。ほかの方，何か御意見ありますか，この点について。特にないですか。どちらもありというぐらいな感じですか。

8番

いろいろ模索してやってくださいというのが私の・・・。

司会者

なるほど。それも一つの模索の方法としてはあるのじゃないかということになりますか。

8番

一つの手段ではなくて、答えはないのですから、そういうものに対して。いろいろ、もう3年もたっているわけですから、いろいろ裁判官の皆さん方も、先ほど言ったように、もう無記名でやっている方もいらっしゃいますし、口頭で、あなたは何年、あなたは何年というような形もきっと採られていると思いますので、その辺のところはいろんな模索しながらやっていけばいいと思います。

司会者

わかりました。これも模索する一つの方法としてはあり得るのじゃないかという御意見ですね。

8番

そうです。

司会者

わかりました。

立石弁護士

有罪、無罪についても、1番の方は、紙に書いて決めたのですか。

1番

それは、決まっていました。

立石弁護士

議論で決まったということですか。

1番

はい、議論で。

司会者

刑を何年にするということだけ紙の投票だったということになりますか。

1 番

はい。意見は全部、それぞれ述べました。

司会者

わかりました。いいですか。

立石弁護士

はい、わかりました。

司会者

大分時間が押してしまいましたけど、最後に一言だけ、これから裁判員となられる方へのメッセージって書いてありますけど、きょうの御感想でもいいです。何か一言ずつお願いします。では、1 番の方からお願いします。

1 番

すごくいい経験をさせていただいたなと思ひまして、今後もしチャンスがあれば、もうちょっと私も勉強して、もう一度ぐらいやってみたいなというふうな意見です。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。2 番の方いかがでしょうか。

2 番

経験という部分では、させていただいたことにはよかったなということで、これからはされる方もいらっしゃるでしょうけど、量刑の重さとか何かという部分がなければ、それなりに経験という部分ではいいかなと思います。一つだけ、ちょっと違うかもしれませんが、検察の方も弁護士の方も、やっぱり我々裁判員のほうに対して少し目を向けてくださって、わかりやすいような状況をなるべくつくってくださったという部分は、ある意味ではいいかなと思います。本当の裁判というか、裁判員裁判じゃないところに立ち会ったことがないから、どういう状況になっているかよくわかりませんが、そういう意味では裁判員裁判の中では検察の方も弁護

士の方も、確かにわかりやすいような説明をしてくださったから、多分皆さんがわかりやすくてできたというものもあるのではないかと思います。

司会者

3番の方、どうでしょうか。

3番

1週間だったのですけれども、私の場合は、自分で思っていた以上にちょっと何かストレスを感じていたのかなど。何か関係ない話なのですが、うちへ帰って見たら、1週間で5キロぐらい体重が増えていまして、やっぱりうちに帰ると、その日その日寝つくのにお酒でも飲まないとも寝れないような、どんどん、どんどんやっぱり気持ちが引き込まれていって、最後の日なんかは、遅く寝たのに早く目が覚めて、それこそ求刑のときですね、最終的な、そういった部分で、参加して非常によかったのですけれども、私の参加した裁判というのは交通事故の裁判なので、私が実際に自分で被告人になる可能性のある部分としては、非常に共感する部分と、やっぱりちょっとしたものが非常におっかない結果になるのだなということもやっぱり肌で感じて、自分が審理する側の者に、内側に入って、こういったことを話し合うのだという部分を生で感じられたというのは非常に思いました。

司会者

ありがとうございます。では4番の方、どうですか。

4番

私もよい経験をさせていただいて、ぜひまたもう一度、来られたらいいなと思っています。これからなられる方、本当にできる限り一人でも多くの国民の方にやっていただければいいというぐらい多分いい経験になると思うので、それがメッセージです。

司会者

では5番の方、お願いします。

5番

私もとても貴重な経験をさせていただいたと思っています。これから裁判員になられる方へのメッセージとして、お若い方にどんどん積極的に参加してほしいなと思っています。少しでも犯罪が少なくなるのではないかなというふうに思いました。

司会者

6番の方、どうでしょうか。

6番

大変貴重な経験をさせていただいたと思っています。感謝しております。とてもよかったですと思っています。子供の通う小学校で昨年度、地検の検事さんが出張講座ですか、そういうのをしてくださったのです。子供だけでなく、社会人でも、たくさんの方に興味を持っていただいて、この経験をたくさんの方にもしていただくのはとてもいいことだなと思いました。同時にたくさんの方のこういう意見交換会を開いていただいて、いろんな意見をつくり上げていただいて、この制度を続けるにしろ、どうするにしろ資料は必要じゃないかなって思います。

司会者

ありがとうございます。7番の方、どうでしょうか。

7番

私も大変いい経験をさせていただいたと思います。それから、何しろお若い方の御意見とか生活とか、そういうのを見させてもらったり、話を聞いたのがすごいよかったです。だから、これからどなたでも、こういう会に参加してやってもらいたいと思います。

司会者

8番の方、いかがでしょうか。

8番

この裁判員裁判に参加させていただきまして、本来はこういう裁判員裁判とか犯罪がなければいい話で。そうすると、弁護士さんも食べられなくなると思いますけども、こちら側の裁判員裁判に参加させていただいて、やはり自分への戒め、それ

と自分の周りに対して、やはりそういうことしちゃいけないよとか、そういうものに対しての戒めというのは非常に感じました。それと、5番さんも言われましたし、冒頭にも言いましたけども、そういうふうにして罪を犯したら、こういう刑罰が与えられるのだよと、将来的にあなたは人を裁くのですよというような、そういう立場になるのですよということをきちんと小さいときから教育という形で認識させていけないものかなというふうに感じるのです。ですから、先ほども言っていましたけれども、若い人々にどんどん、どんどん参加していただければ、犯罪の抑止力にもなるし、そういうふうにして法律だとか、そういう犯罪に対するの関心も高まるのではないかなというような感じだと思うのですけど。

司会者

ありがとうございます。ではきょうはマスコミにも公開していますので、マスコミの方のほうから何か御質問があればどうぞ。

埼玉新聞

よろしくお願いいたします。司法幹事をやっております埼玉新聞です。一番初めに8番の方、冒頭で裁判員裁判、随分お金がかかっているようだというお話しをされていましたがけれども、その人数の問題のほかにも、何か気づかれたことというのはあったのでしょうか。

8番

そうですね。ちょっと私は貧乏性なものですので、ちょっとそういうふうにならせていただきましたけども、一人のこういう人間の審理をするのに、随分多額なお金がかかっているのだなということです。例えばそういう我々に対しての、高いか安いかは判断はできませんけども、日当ですとか、そういう交通費、それに弁護士さんに1日そうやって弁護してもらえば幾らかかるのだよと。そのほかにこういうような施設だとか、そういうものに対してのお金って随分、こういう量刑にするのに、一人の判決をするのに随分多額のお金がかかっているのだなというのが、ちょっと貧乏性なものですので、そういうような格好でちょっと言わせていただいたわけ

ですけども。

埼玉新聞

ありがとうございます。それから、先ほど1番さんと、それから2番、3番さんまでお答えをいただいたと思うのですけれども、量刑のところ、小さいメモに無記名で書いたという話について、4番さん以降は、そうであった方、そうでなかった方いらっしゃいますでしょうか。

司会者

4番さん、量刑だけでしたよね。紙に無記名投票はしなかったですか。

4番

紙に記名投票をしました。

司会者

記名投票ですか。わかりました。5番さんはどうですか。

5番

同じ。

司会者

同じですもんね。紙に記名投票で何年と書いたということですか。

5番

はい。

司会者

もちろん、名前じゃなくて、何番、何年ということですよ。

5番

そうですね、はい。

司会者

6番の方、どうですか。

6番

量刑を決める際には挙手でした。

司会者

7番の方、どうですか。

7番

同じです。

司会者

挙手ですか。

7番

はい。

司会者

8番の方、どうですか。

8番

発言です。

司会者

発言ですか。要するに、自分で何年と言うのですね。

8番

そうです。

埼玉新聞

先ほど裁判官の影響を受けたという話だったのですけれども、量刑のときに検察のほうの求刑が一つの指標になると思うのですけれども、当然、私も含めて素人が裁判員になるときに、どの犯罪に対して、どの刑が何年ぐらいというのはわからずに臨むわけですよ。そのときに、どういった数字が、判例だったり、裁判長の意見だったり、検察の求刑だったりあるかと思うのですが、どの辺が一番影響といますか、判断基準になりますか。

司会者

結局今の質問は、求刑が判断基準なのか、それとも過去の裁判例が判断基準だったのか、その辺、主に量刑で判断基準になったのは何でしょうかという御質問と聞

いていいですか。

埼玉新聞

はい。

司会者

どうですか。

4番

過去の裁判記録です。

司会者

過去の裁判記録が一番参考になった。ほかの方どうですか。

3番

全く同じです。

司会者

同じですか。

3番

ええ。一番今回審議している裁判の前例に近いもの、判例を出していただいて、これがやっぱり一番、それに対してこういう部分が違う、ああいう部分が違う、こっちはちょっと重いな、こっちはちょっと軽いなというような、そういうところで総合的にということですよね。その判例が一番やっぱり影響が大きかったということです。

司会者

何かほかの違ったものが一番基準あるいは量刑を決める際の判断要素になったのじゃないかという方はおられますか。特にないですか。やっぱり過去の裁判例が一番参考になったということになりますか。逆に求刑というのは、どのくらいの重さがあったものですか。検察官が何年が相当であるという意見を述べられたと思うのですが、それはやっぱり量刑を決める際に何らかの判断要素にはなっていますか。

(5番, 6番, 7番うなずく)

司会者

なりましたか。今7番の方，6番の方，5番の方がうなずかれましたね。ほかの方はどうですか。やっぱり1番の方もそうですか。

1番

はい。

司会者

では求刑もやっぱりそれなりの判断基準にはなるということなのですか。

(5番，6番うなずく)

司会者

あと，弁護士さんが，何年くらいの刑が相当であるって言われたケースももしかしたらあるのじゃないかと思うのですが。

8番

それは，もちろんそうだと思います。

司会者

それも一応判断基準にはやっぱりなりますか。

8番

一応検察側が求刑出しましたよと。それと，弁護士さんは，これぐらいにしてください。そういうようなものが基準になって，それと評議のときに，ある程度，やはり判例が出ていますので，じゃそれに類似したものに対してということから，マイナスしていくというような感じになってくると思います。

共同通信

共同通信です。きょうはありがとうございます。皆さん，いい経験ができたというふうにお話しされていたと思うのですが，もし仮に御自身が罪を犯す立場になったときに，やっぱり裁判員裁判で裁かれないか，あるいは裁判官に裁かれないというふうに思われるのか，どちらというふうにお考えでしょうか。裁判員じゃないほうが良いというふうな御意見の方ありましたら，教えていただけますか。

司会者

どうぞ，8番の方。

8番

そういう質問でしたら，まず自分の立場になって，私はこういうふうにされたいというのをまず前提のもとでお話ししてから，そういう質問をされたほうがいいと思います。

共同通信

私自身がということですか。

司会者

どうもそういう趣旨らしいですけど。

共同通信

私の私的な見解ですけれども，私はやっぱり裁判官の方に裁かれないというのがありまして，もちろん市民感覚というのもあると思うのですけれども，裁判官の方がたくさん見てきたその経験値の高さで言えば，やっぱりそこなのかなって思う部分があるので。

司会者

わかりました。8番の方はどうですか。

8番

先ほどから言っていますけども，こういうものに参加して，そういう罪に対しての自分への戒めだとか，そういうのもきちんと皆さん方実感していると思うのです。それで，おれなんか子供4人おりますけども，やっぱりこういう悪いことをしたら，こういう刑になるのですよとかいうのも，やはり伝えていかなければならない。ましてや，小さいときからそうやって教えられないものかねというふうにして言っていますから。

司会者

むしろ犯罪の抑制面からは，この制度は非常にためになるのじゃないかというお

考えですね。

8 番

そう。たとえお金がかかっても、そういう抑止力というふうに。

司会者

さっきおっしゃっていたようにお金は確かにいろいろかかるけど、むしろ犯罪の抑止という面からいうと、この制度はためになるのじゃないかと、そういう御意見ですね。

8 番

そういうことです。

立石弁護士

皆さん、御存じかと思えますけど、2003年、平成15年をピークに戦後最低の犯罪検挙率を年々更新していきまして、皆さんの周りで重大事件が起きたかどうかよく胸に手を当てて考えていただくとわかるように、日本は世界で最も自由で、あるいは平和な国で、安全です。犯罪発生率を考えますと、1億2700万人いる国なのに、こんなに少ないのだ。例えば毎年、年間の受刑者数でいくと8万人いないのです。片や3億2000万人ぐらいいるアメリカは、今300万人を超えています。それと、もう一つは、フランスとかヨーロッパ諸国は、すべて死刑制度を廃止しております。去年の7月21日に77人の殺人事件がありましたノルウェー、あそこでは最高刑が懲役21年です。去年の7月21日の77人の虐殺事件があった以降も、ノルウェーではその懲役最高刑21年というものを改めようという議論はありません。そうしたことも重ね合わせて、今後皆さんが本当に死刑求刑事件に関与することになったときはよく考えていただきたい。この日本、安全な日本で死刑が本当にあることがいいのか。ヨーロッパ連合には死刑制度を廃止しなければ入れないから、トルコは入りたくて死刑制度を廃止しました。こういったことも皆さん、御存じだと思えますけど、考えていただいて、今後の生活に生かしていただきたいと思えます。

司会者

済みません、その点はその程度に。ではもう一人どうぞ。

NHK

NHKです。本日はありがとうございました。最後、感想の部分で、いろんな方にやってほしいという意見が多かった中、3番の方から負担が少なからずという意見があったのですが、それでもいろんな方にこういった経験はしてほしいというのがあるのでしょうか。

3番

個人的に想像したり、私はかなりはまって行ってしまったものですから、一つ一つを事例を想像して云々というふうにしていったことが疲れたり、あとは事の重大さというものがやっぱり感じてきたので、そののめり込んでいく自分に気がついて、気持ちがいろいろゆらゆらするものですから、それに対する疲れという部分でのストレスということなので、絶対的に私はやったほうが良いと思います。やらないとわからない部分というものは、すべて新しいものばかりで、内側から見られるということ全然違いますので。さっき共同通信の方が聞かれたことに関しては、私は裁判員制度として、これ以上考えられないというぐらいにその当時やっぱり考えたものですから、裁判員の方が審判を下すという部分に依存してもいいのかなと私は思います。私は、自分だったら、自分に裁かれないぐらいに思います。

司会者

ほかに何か御質問ございますか。マスコミの方、いいですか。本当にきょうは、約2時間ですけど、いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。我々の参考になる意見、非常に多々いただきました。これから我々が裁判員制度を運用する際のいろいろ改善点とも言える御指摘いただきましたので、きょうの御意見を参考にして、また我々もいろいろ考えていきたいと思っております。本当に2時間ありがとうございました。